

## 生活環境影響調査書についての意見書の意見の概要及び見解

### 1. 生活環境影響調査書についての縦覧状況及び意見書の提出状況

#### 1.1 生活環境影響調査書についての縦覧状況

- ・縦覧期間：平成 30 年 2 月 1 日（木）～2 月 28 日（水）
- ・意見書提出期限：平成 30 年 3 月 14 日（水）必着

縦覧場所		縦覧人数
射水市市民生活部環境課	射水市新開発 410 番地 1	2 名
クリーンピア射水	射水市西高木 1150 番地	1 名

#### 1.2 意見書の提出状況

生活環境影響調査書に対する意見書の分類を、表 1.1 に示す。

表 1.1 意見書の意見の分類

分 類	意見数
環境保全の見地からの意見	0
その他の意見	3
総数	3

## 2. 生活環境影響調査書についての意見書の意見の概要及び見解

生活環境影響調査書に対して提出された意見書の意見の概要及び事業者の見解を、表 2.1 に示す。

表 2.1 意見書の意見の概要及び事業者の見解

番号	意見書の意見の概要	事業者の見解
環境保全の見地からの意見		
①	-	-
その他の意見		
①	p. 4-10 第 4 章 環境影響評価 4.1 大気質 (1) 現況調査 d 塩化水素 表 4.1-14 塩化水素調査結果は、平成 10 年度及び平成 11 年度であるが、他項目においては 26～28 年度調査結果である。本塩化水素測定データは、現況を適正に表していないと考えるのは妥当であると思う。このことから、本データを削除するか、再測定データに置換する必要があります。	本調査の実施に当たっては、周辺の土地利用が、施設建設時から大きく変化していないなどを考慮し、既存資料に基づき、現況調査を行っています。 塩化水素は、富山県が実施している大気汚染常時監視測定局では測定対象として計測されていないため、直近で実施された平成 10 年度及び 11 年度の調査結果を用いています。 なお、平成 7 年度にも同地域で調査が実施されていますが、平成 10 年度及び 11 年度と同様に定量下限値程度と低く、当時から塩化水素の大きな変化はないものと考えます。
②	悪臭の予測条件は、気象条件 (p. 4-4～4-5) に基づき、風速 1.0m/s に加え、平均風速 2、3m/sec を追加する。臭気濃度排出源からの距離予測結果は、3 パターンを示し、煙突排ガス中の悪臭物質の拡散による影響をわかるようにして下さい。	悪臭の予測に係る気象条件については、大気質の予測結果 (p. 4-30～) から推察できるとおり、風速 2m/s 及び 3m/s よりも、1m/s の時の予測結果の方が、予測濃度が高くなります。 このことから、風速 1m/s の気象条件で予測計算を実施することにより、安全側 (2m/s 及び 3m/s よりも、環境影響が大きくなる) の予測結果で代表して評価しています。
③	p. 1-6 表 1-4 排ガス中の自主管理基準値は、項目ばいじん 0.01g/Nm <sup>3</sup> 以下である。 表 5-1-1 予測及び評価の総括では、浮遊粒子状物質として環境保全目標及び予測結果を表記している。このことから、備考欄に両者の違いを注意書きすることによって、市民に理解されやすいものになると思います。	p. 1-6 の自主管理基準値はごみ焼却処理施設の煙突口での濃度を示すのに対して、表 5-1-1 の環境保全目標及び予測結果は、ごみ焼却処理施設の煙突から排出されたばい煙が、浮遊粒子状物質として拡散し、周辺地域の地上に及ぼす影響を示したものです。